

訪問看護事業「グリーン訪問看護ステーション」運営規程

社会福祉法人グリーンアルム福祉会

規程 第61号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人グリーンアルム福祉会が、定款第27条の規定により経営する、訪問看護事業「グリーン訪問看護ステーション」指定訪問看護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「サービス」という。）及び健康保険法第88条第1項の規定に基づく訪問看護（以下「医療サービス」という。）の適正な運営を確保するために、平成11年3月31日厚生省令第37号第73条の規定により人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(注) 指定訪問看護事業所とは、訪問看護事業であって、介護保険法第70条の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所をいう。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養上の目標を設定し、主治医との密接な連携のもと計画的に身体看護及び生活全般にわたって援助を行う。

2 事業所の従業者は、利用者の人格を尊重し常に利用者の側に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 事業所の従業者は、地域との結びつきは勿論、主治医、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他居宅サービス事業者、医療施設、保健施設及び福祉施設の関係機関と連携を図らなければならない。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グリーン訪問看護ステーション
- (2) 所在地 長野県須坂市大字仁礼7番地10

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名（看護職員と兼務可）

管理者は、事業所の従業者の管理並びにサービスの利用申し込みについての調整及び業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な事務処理を行う。

- (2) 看護職員 常勤及び非常勤 常勤換算 2.5名以上

(内 1 名は常勤とする)

看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、利用者の病状及び心身の状況に応じ、訪問看護を提供する。

(3) 事務職員 常勤及び非常勤 必要数

事務職員を必要に応じて置くことができる。

事務職員は、サービス事業に必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、1 月 1 日から 3 日と 8 月 15、16 日は除く。また、管理者が必要と認めた場合は、日曜日でもサービスを提供する。

(2) 営業時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分

ただし、管理者が必要と認めた場合は、時間外においてもサービスを提供する。

(3) 休日及び営業時間外の電話対応は、本部職員が対応し、事業所の職員に対して電話等により 24 時間常時連絡可能な体制とする。

(サービスの内容)

第 6 条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害・日常生活の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 床ずれの予防・処置

(5) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 須坂市、小布施町、高山村及び長野市の若穂地区。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用料のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを利用者から受ける。

- 2 第7条に規定する、通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した費用について、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
 - ア 通常の事業の実施地域を越えて 1 kmごとに 110円
- 3 医療保険の差額費用については、その実費を徴収する。
- 4 医療保険の給付範囲を超えた医療サービスの差額費用は、全額利用者負担とする。
- 5 休日及び営業時間外の医療サービスの提供となる場合は、
30分を超えるごとに（契約時間外） 営業日は550円 営業日以外は1,100円
30分を超えるごとに（営業時間以外） 営業日は1,100円 営業日以外は1,550円
※「営業日」とは、月曜日から土曜日。
※「休日」とは、日曜日、1月1日から3日及び8月15、16日。
※「営業時間」とは、午前8時45分から午後5時30分。
- 6 介護及び医療保険の実費負担費用については、その実費を徴収する。
- 7 サービス提供中やむを得ず使用した日常生活上必要な物品にかかる費用は利用者負担とする。
- 8 サービスに連続して行われる死後の処置は、ターミナル加算算定者は4,720円、その他の方は8,500円とする。
- 9 介護及び医療保険適用者の都合でサービスを中止する場合は、利用当日の午前8時45分までにキャンセルの連絡がなく、事業所に損失を与えた場合は、相互で話し合いの上料金を徴収する。
- 10 第2項から第9項に係る費用の徴収に際しては、契約書面上に明らかにした上で、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用についてその契約書をもとに説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービスの提供中に利用者の病状の急変又はその他緊急事態が発生した場合には、必要に応じた応急手当を行い、速やかに主治医の指示を仰ぐ等の措置を講ずるとともに、消防救急隊、利用者の家族及び管理者に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、関係官署、利用者の家族及び当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、損害賠償を行う。

（苦情処理）

第11条 提供したサービスに関する利用者からの意見、要望及び苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受けるための窓口を設置する。

2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め若しくは当該市町村の職員からの質問又は照会に適切に対応するなど、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理)

第12条 サービスの提供に際しては、従業員の清潔保持及び健康状態について十分留意する。

2 サービスに要する設備及び備品等については、衛生的な管理に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講ずるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務推進体制の整備に努める。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（身体拘束、苦情及び事故に関する記録は5年間）保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人グリーンア
ルム福祉会の理事会において定める。

附 則

この規程は平成16年5月 1日から施行する。

平成17年	3月21日	一部改正
平成18年	3月18日	一部改正
平成20年	11月24日	一部改正
平成21年	5月27日	一部改正
平成22年	4月 1日	一部改正
平成26年	5月28日	一部改正
平成28年	5月25日	一部改正
令和 2年	10月 1日	一部改正
令和 2年	12月 1日	一部改正
令和 6年	4月 1日	一部改正
令和 6年	11月23日	一部改正
<u>令和 7年</u>	<u>4月 1日</u>	<u>一部改正</u>